

建築物における地域産木材の利用方針

平成 25 年 2 月 20 日
変 更 平成 31 年 2 月 5 日
最終変更 令和 6 年 3 月 29 日
大 津 市

第 1 方針の作成に当たって

1 建築物における木材の利用の意義

森林は、国土の保全、水源の涵養^{かん}、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的な機能の発揮を通じて、国民生活及び国民経済の安定に重要な役割を担っており、森林の適正な整備及び保全を図ることにより、これらの森林の有する多面的機能が持続的に発揮されることが極めて重要である。

戦後、特に昭和 40 年代以降は、スギ、ヒノキの植林が進み、これらの人工林資源の多くは、育成の段階から木材として利用できる段階となりつつあることから、利用を前提とした森林整備が、森林の保全・管理を適切に推進していく上で重要な課題となっている。

また、森林は大気中の二酸化炭素を吸収し、木材として利用した場合は長期間にわたって炭素を貯蔵できることや、木材は再生産可能な資源であり、エネルギー源として燃やしても大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えない「カーボンニュートラル」の特性を有することから、国産木材の利用を拡大し、森林の適正な整備を促進することは、脱炭素社会の実現に貢献するものであり、地域の林業や木材産業の活性化による雇用拡大や地域経済の振興に寄与するものであることなど、木材の利用には大きな意義がある。

2 建築物における木材の利用の背景

国においては、「我が国の社会構造をコンクリート社会から木の社会へ転換する」との考え方のもと、平成 21 年 12 月に「10 年後の木材自給率 50%」を目指す「森林・林業再生プラン」を公表し、住宅や公共建築物等への木材利用の推進を図ってきた。

また、公共建築物における木材の利用は直接的効果だけではなく、公共建築物以外の住宅等の一般建築物における木材の利用の促進への波及効果が期待できることから、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成 22 年法律第 36 号。以下「公共建築物等木材利用促進法」という。）が制定され、公共建築物等木材利用促進法第 7 条第 1 項の規定に基づく「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」（平成 22 年 10 月 4 日 農林水産省、国土交通省告示第 3 号。）では、公共建築物において非木造化を指向してきた過去の考え方から、可能な限り木造化又は木質化を図るとの考え方へ大きく転換している。（注 1）

令和３年１０月には公共建築物等木材利用促進法が「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（以下「法」という。）に改正施行され、法律の題名が変わるとともに法の対象が公共建築物から建築物一般に拡大し、法第１０条第１項の規定に基づく「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」（令和３年１０月１日 木材利用促進本部決定）が定められた。

滋賀県においては、公共建築物等木材利用促進法第８条第１項の規定に基づく都道府県方針として定められた「公共建築物における滋賀県産木材の利用方針」を国の法改正を受け、法第１１条第１項の規定に基づき変更し、令和４年５月に「建築物における滋賀県産木材の利用方針」が定められた。（注２）

こうしたことから、大津市においても建築物等における木材の利用を推進するため、公共建築物等木材利用促進法第９条第１項の規定に基づく本市の方針として定めた「公共建築物における地域産木材の利用方針」を、法第１２条第１項の規定に基づき変更し「建築物における地域産木材の利用方針」を定める。

第２ 木材の利用の促進の基本的方向

滋賀県が定めた「建築物における滋賀県産木材の利用方針」に沿った取組を以下に示す。

なお、本市が定める地域産木材とは、広く滋賀県産木材とするが、大津市産木材の利用に努めるものとする。

１ 木材の利用の目標

滋賀県が策定する琵琶湖森林づくり基本計画の基本指標である「県産木材の素材生産量」の目標に沿い、次の（１）から（４）のとおり、建築物の整備等において可能な限り木材の利用に努める。

（１）建築物

公共建築物については、木造化に努めるとともに、内装等について、木材の利用が適切である部分における木質化に努めることとし、公共建築物の木造化及び木質化を進めるに当たっては、地域産木材の活用に努める。（注３）

また、公共建築物以外の住宅等の一般建築物における木材の利用が促進されるよう関係機関等と連携し情報提供に努める。

（２）公共工事

公共工事においては、自然環境や生態系、景観に配慮し、木材の特性を生かせる施工箇所については、地域産木材の利用に努める。（注４）

（３）物品

木材は環境にやさしい自然素材であることから、地域産木材を原材料として使用した備品及び消耗品の利用に努める。

（４）木質バイオマスの有効活用

未利用となっている木質バイオマスを有効活用することは、低炭素社会

の構築に寄与することから、有効利用が促進されるよう関係機関等と連携し情報提供に努める。

2 目標の実現に向けた取組

地域産木材によって木材の利用を促進していくためには、供給や需要の各段階において様々な課題を抱えていることから、滋賀県が定めた「建築物における滋賀県産木材の利用方針」に沿い、課題への対策について県と連携し木材の利用促進に努める。

第3 木材の利用の促進のための体制

本市関係部局及び滋賀県関係機関等と連携し、建築物等における地域産木材の利用促進がより円滑に進むよう体制の整備に努める。

(注1)

木造化：建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用すること。

木質化：建築物の新築、増築、改築又は模様替えに当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用すること。〔「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」の注釈を準用〕

(注2)

「滋賀県産木材」とは、びわ湖材産地証明制度要綱（平成18年5月29日付け滋林緑第456号及び滋森保第473号）により定義された「びわ湖材」及び滋賀県内の森林において伐採された「びわ湖材」以外の木材をいう。

(注3)

「公共建築物」とは、法に基づき木材の利用を促進すべき公共建築物をいう。法に基づき木材の利用を促進すべき公共建築物には、広く一般市民の利用に供される学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所等）、病院・診療所、運動施設（体育館、水泳場等）、社会教育施設（図書館、公民館等）、公営住宅等の建築物のほか、国又は地方公共団体の事務・事業又は職員の住居の用に供される庁舎、公務員宿舎等が含まれる。

(注4)

経済性、現場条件、耐用年数及び施工上特に支障がある場合は、この限りではない。